

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 7 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500025号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500010号

第1 結論

昭和51年8月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年8月から昭和52年3月まで

私は、会社を退職後の昭和51年8月に、A県B市C区役所において国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、毎月、自宅に来ていた郵便局員に依頼して納付していた。

国民年金保険料を納付したときに領収書もらった記憶は無いが、私の年金手帳には、昭和51年8月1日に初めて被保険者となったと記載されており、その月分から国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

社会保険オンライン記録において、請求者は、請求期間以降に国民年金保険料の未納は無い。

しかしながら、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、B市C区において昭和54年7月11日に払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年6月頃に行われたものと推認され、このことと昭和51年8月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張とは符合しない。

また、前述の国民年金に係る加入手続時点(昭和54年6月頃)において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求期間当時における国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市C区における縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500023号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500011号

第1 結論

昭和49年10月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月から昭和50年3月まで

国民年金の加入について、私は、父の事業所で働いており、20歳を過ぎた頃に父から、「国民年金に加入したから、国民年金保険料を給料から引いておく。」と聞いたので、手続等の詳細は明らかでないが、父が手続を行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料の納付は、父に任せきりであり、具体的なことは分からないが、A業種であった父のことなので納付してくれたはずであり、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、請求者は、父が行ってくれたと主張しているところ、社会保険オンライン記録によると、請求期間直後の昭和50年4月以降、請求者が60歳に到達する前月の平成26年9月までの国民年金保険料は、全て納付済みである。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、また、それらを行ったとされる請求者の父は既に死亡していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況等の詳細は明らかでない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月3日にB県C市D地区において払い出されているところ、当該払出時期からすると、請求期間の国民年金保険料は国庫金として過年度納付することになるが、日本年金機構が保管する同市の昭和50年11月（請求者の国民年金手帳記号番号払出日の属する月の前月）から昭和52年5月（請求期間の最終月が時効となる月の翌月）までの期間に収納された過年度保険料の領収済通知書を調査したが、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の領収済通知書は見当たらない。

さらに、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500203号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500012号

第1 結論

昭和51年11月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年11月から昭和54年4月まで
② 昭和54年5月から昭和56年8月まで
③ 昭和56年9月から昭和61年9月まで
④ 昭和61年10月から平成9年3月まで

国民年金の加入について、昭和51年11月頃に、A県B市C区役所の窓口で手続を行った。

国民年金保険料の納付については、請求期間①が自宅、請求期間②及び③が経営していた店舗、請求期間④が自宅兼店舗において、いずれの期間も、眼鏡をかけた白髪の男性の集金人に毎月4,000円ぐらい納付していた。

請求期間の国民年金保険料を納付すると、現在は残っていないが、領収証書をもらった記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和51年11月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間①から④までの国民年金保険料を納付した旨主張しているが、社会保険オンライン記録によると、請求者が国民年金の被保険者資格を初めて取得した日は、基礎年金番号制度導入後の平成16年1月1日(入力処理日は平成16年6月8日)であり、このことからすると、請求者は、請求期間①から④までの各期間当時、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金保険料を納付するには、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者が請求期間①から④までの各期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号は見当たらなかった。

さらに、請求者は、請求期間①から④までの国民年金保険料は、変わりがなく月額4,000円ぐらいであった旨陳述しているところ、当該期間において、実際の国民年金保険料は、数次にわたって改定されており、請求期間①の期首と請求期間④の期末の時点で見ると大きく相違しており、このことと請求者の陳述は符合しない。

加えて、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。